

「難民食料支援」学び語り合う会

# 難民とは

2021年10月30日（土）

特定非営利活動法人名古屋難民支援室

Door to Asylum Nagoya (DAN)





# 難民条約上の難民

- ・ 迫害を受けるおそれのある**国籍国の外**にいること
  - ・ **迫害を受けるという十分に理由のある恐怖**があること
- **人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員、政治的意見のいずれかの理由による恐怖**
- ・ その恐怖のため、**国籍国からの保護を受けられない、またはそれを望まないこと**

# 難民条約で決められていること

## ノン・ルフールマンの原則（追放及び送還の禁止）

（1951年難民の地位に関する条約 第33条 第1項）

「難民を、いかなる方法によっても、（中略）  
その生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない」



難民認定される可能性がある人を、  
その手続き中に強制送還してはならない

# 難民の特徴

- 出身国からの保護を受けることができない。

→日本で安易に同国出身の人を頼ることができない

相手が政府関係者などの場合、自身の身を危険にさらすことになりかねない。

→出身国政府から迫害を受けているため、正規のパスポートを発行されない場合もある

日本での難民不認定理由に、「正規の旅券が発行されているため難民とは言えない」「大使館に行くことができると言っているため難民ではない」などと書かれることも。

# キャンプの難民と都市型難民



共通点：

故郷での拷問体験、家族との別離、目の前での家族・友人の殺害経験等

# 日本の難民条約加入

1975年4月 サイゴン陥落

1975年5月 初めてのボートピープル、日本へ

1981年10月 日本、難民条約加入

国内法整備：「出入国管理令」は、「出入国管理及び難民認定法」へ改正

入管法が定義する難民

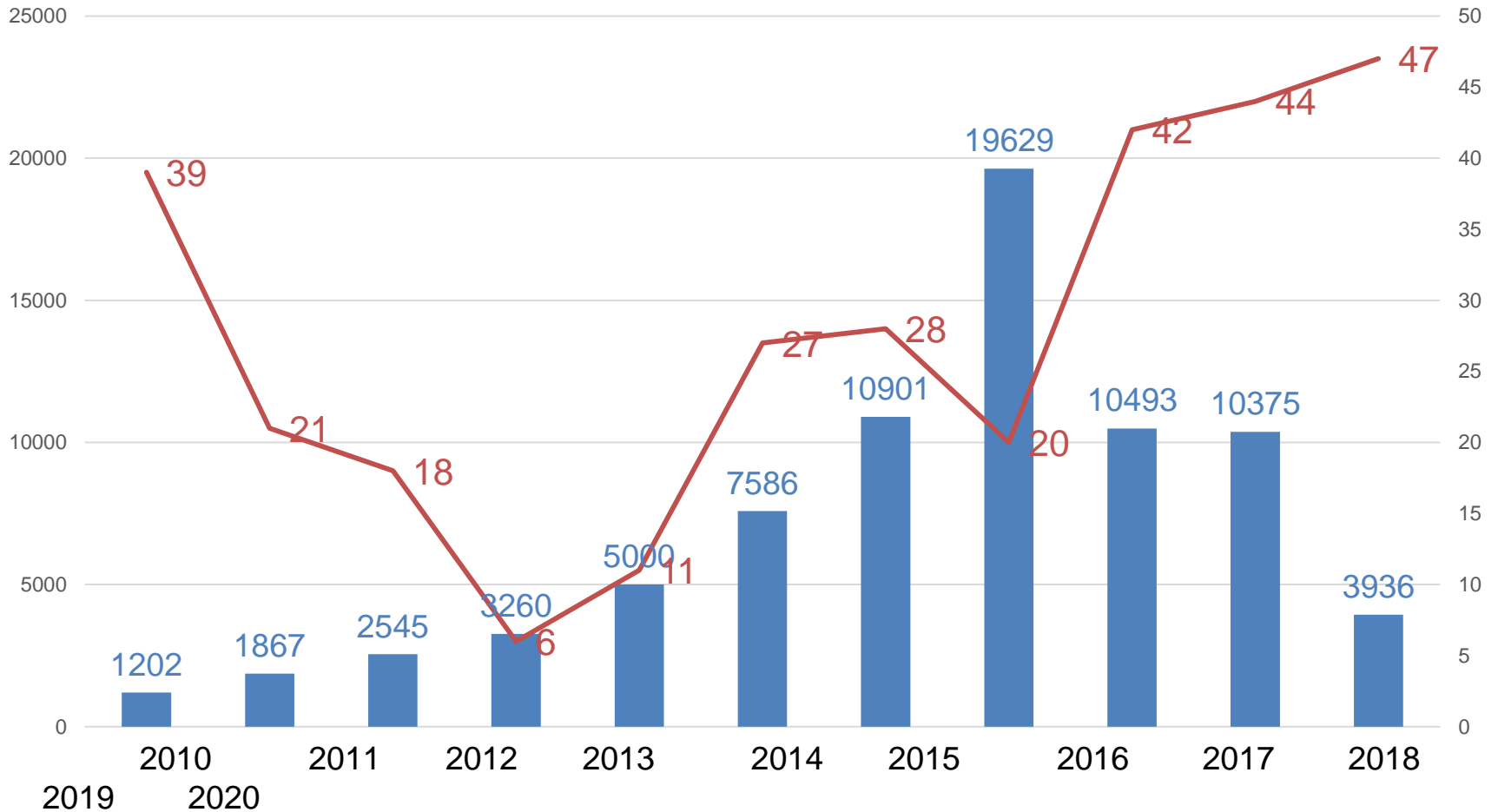
「難民条約 1 条の規定または難民議定書 1 条の規定により 難民条約の適用を受ける難民」

# 国籍別難民認定申請者数の推移

平成30年		令和元年		令和2年		前年比 増減率	申請数全体に 占める割合
① ネパール	1,713	① スリランカ	1,530	① トルコ	836	-37.2%	21.2%
② スリランカ	1,551	② トルコ	1,331	② ミャンマー	602	-23.6%	15.3%
③ カンボジア	961	③ カンボジア	1,321	③ ネパール	466	-62.9%	11.8%
④ フィリピン	860	④ ネパール	1,256	④ カンボジア	414	-68.7%	10.5%
⑤ パキスタン	720	⑤ パキスタン	971	⑤ スリランカ	370	-75.8%	9.4%
⑥ ミャンマー	656	⑥ ミャンマー	788	⑥ パキスタン	326	-66.4%	8.3%
⑦ インドネシア	634	⑦ インド	730	⑦ バングラデシュ	266	-59.8%	6.8%
⑧ トルコ	563	⑧ バングラデシュ	662	⑧ インド	130	-82.2%	3.3%
⑨ インド	549	⑨ カメルーン	234	⑨ セネガル	53	-76.2%	1.3%
⑩ バングラデシュ	542	⑩ セネガル	223	⑩ カメルーン	48	-79.5%	1.2%
⑪ ベトナム	527	⑪ ウガンダ	193	⑪ 中国	47	-64.9%	1.2%
⑫ 中国	308	⑫ 中国	134	⑫ チュニジア	47	-45.3%	1.2%
⑬ カメルーン	203	⑬ ナイジェリア	120	⑬ ナイジェリア	40	-66.7%	1.0%
⑭ ナイジェリア	98	⑭ フィリピン	108	⑭ ウガンダ	33	-82.9%	0.8%
⑮ ウガンダ	62	⑮ チュニジア	86	⑮ ガーナ	31	-58.7%	0.8%
⑯ チュニジア	58	⑯ ガーナ	75	⑯ イラン	25	-34.2%	0.6%
⑰ イラン	56	⑰ インドネシア	53	⑰ インドネシア	24	-54.7%	0.6%
⑱ ガーナ	50	⑱ ブルキナファソ	50	⑱ フィリピン	21	-80.6%	0.5%
⑲ セネガル	49	⑲ イラン	38	⑲ コンゴ民主共和国	17	-29.2%	0.4%
⑳ タイ	40	⑳ ギニア	36	⑳ シリア	13	-7.1%	0.3%
㉑ モンゴル	32	㉑ エチオピア	35	㉑ ギニア	10	-72.2%	0.3%
㉒ コンゴ民主共和国	29	㉒ モンゴル	35	㉒ アフガニスタン	9	-62.5%	0.2%
㉓ ギニア	26	㉓ タンザニア	29	㉓ タンザニア	9	-69.0%	0.2%
㉔ スーダン	15	㉔ エジプト	27	㉔ 南アフリカ共和国	8	-11.1%	0.2%
㉕ エチオピア	13	㉕ アフガニスタン	24	㉕ エジプト	7	-74.1%	0.2%
— その他	178	— その他	286	— その他	84	-	2.1%
<b>総数</b>	<b>10,493</b>	<b>総数</b>	<b>10,375</b>	<b>総数</b>	<b>3,936</b>	<b>-62.1%</b>	<b>100.0%</b>

(注)表の割合(%)は表示桁数未満を四捨五入しているため、その合計は必ずしも総数とは一致しません(本表以降の図表についても同様)。

# 全国における難民申請者数（一次手続）及び認定者数（合計数）の推移






# 難民申請者に対する締め付け強化

外国人労働者の  
受入拡大



難民の認定制度  
の厳格化

日本経済新聞

小中大 記事利用について  印刷

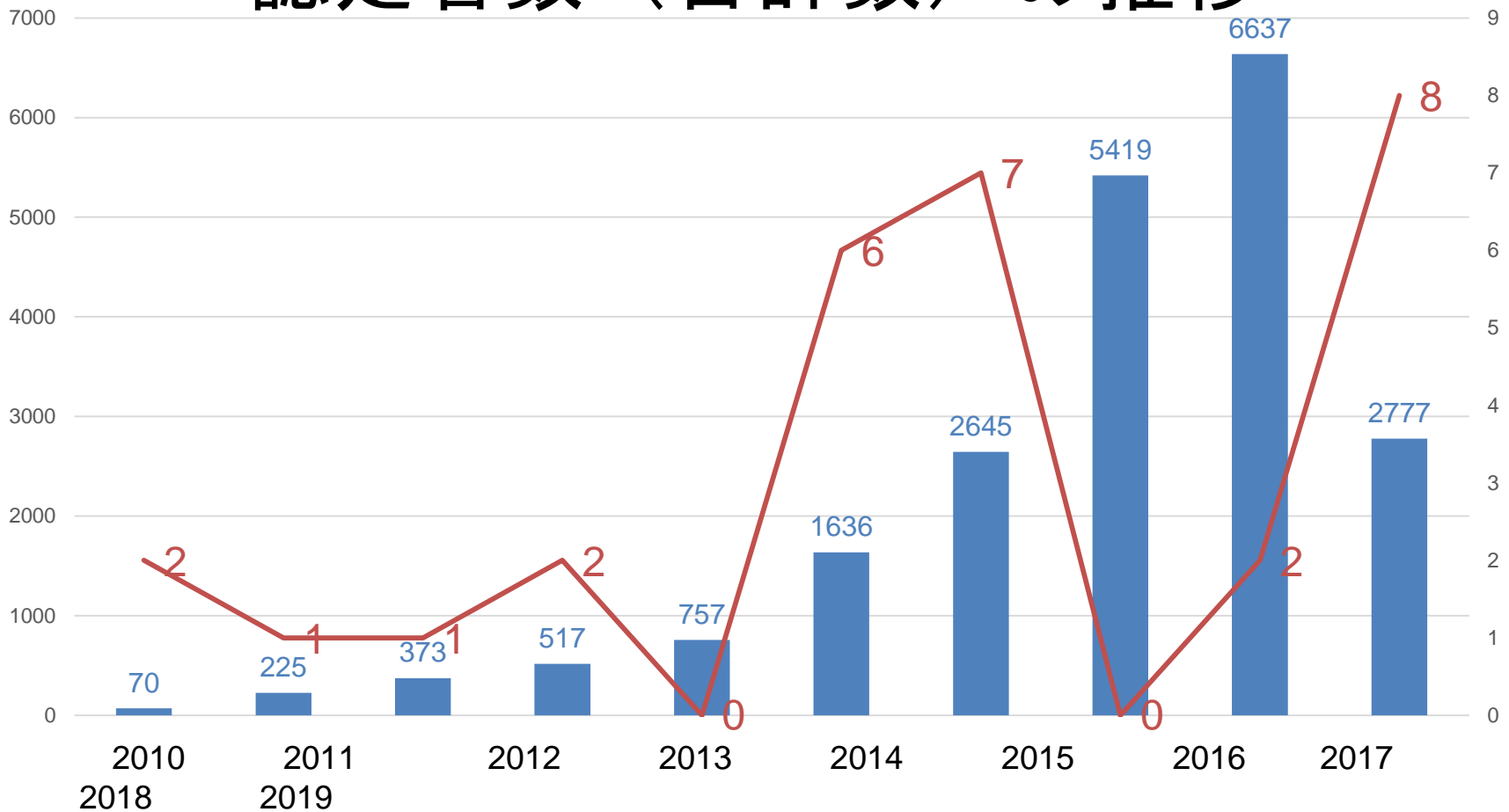
## 難民認定申請35%減 1～6月、法務省

2018/8/31 18:30 | 日本経済新聞 電子版

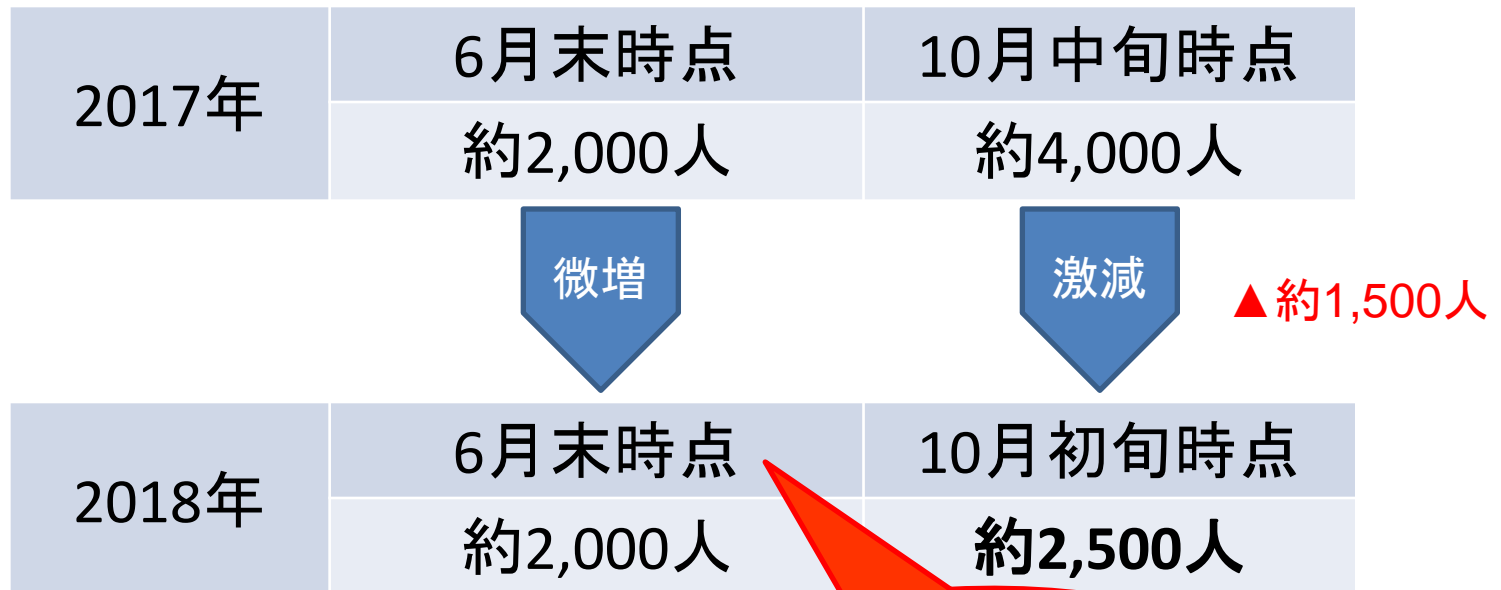
法務省は31日、2018年1～6月の難民認定の申請者数（速報値）が前年同期比約35%減の5586人だったと発表した。上半期の申請数減少は8年ぶりで、申請後の取り下げも増えた。就労目的の申請を抑制するため、今年1月に制度を厳格化した効果とみられる。一方、難民認定されたのは22人で、昨年1年間の20人を上回った。

難民申請では、申請後の一律就労を認める制度に改めた10年以降に申請が急増。出稼ぎ目的の外国人の不法滞在の抜け道とされないよう、明らかに難民に当たらない場合は在留を認めないなど制度を見直した。ネパール、フィリピン、インドネシア、ベトナム、スリランカの上位5カ国からの申請数は、前年同期比で約46%減った。

# 名古屋出入国在留管理局における 難民申請者数（一次手続）及び 認定者数（合計数）の推移



# 名古屋出入国在留管理局では



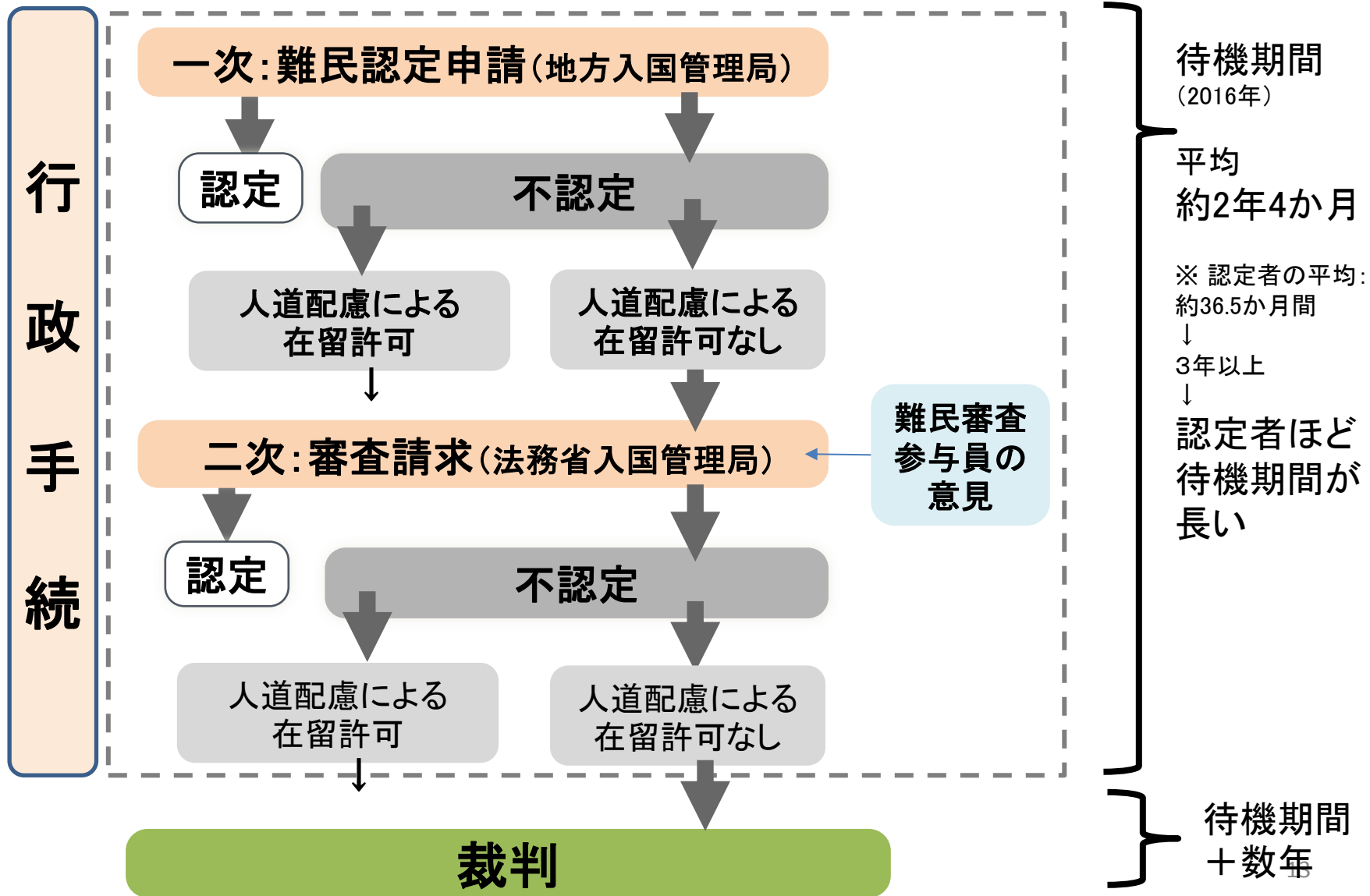
2018年6月末から住所を証明する書類を要求

名古屋出入国在留管理局において、事実上、難民認定の申請を拒否していた。

# どのように入国するのか

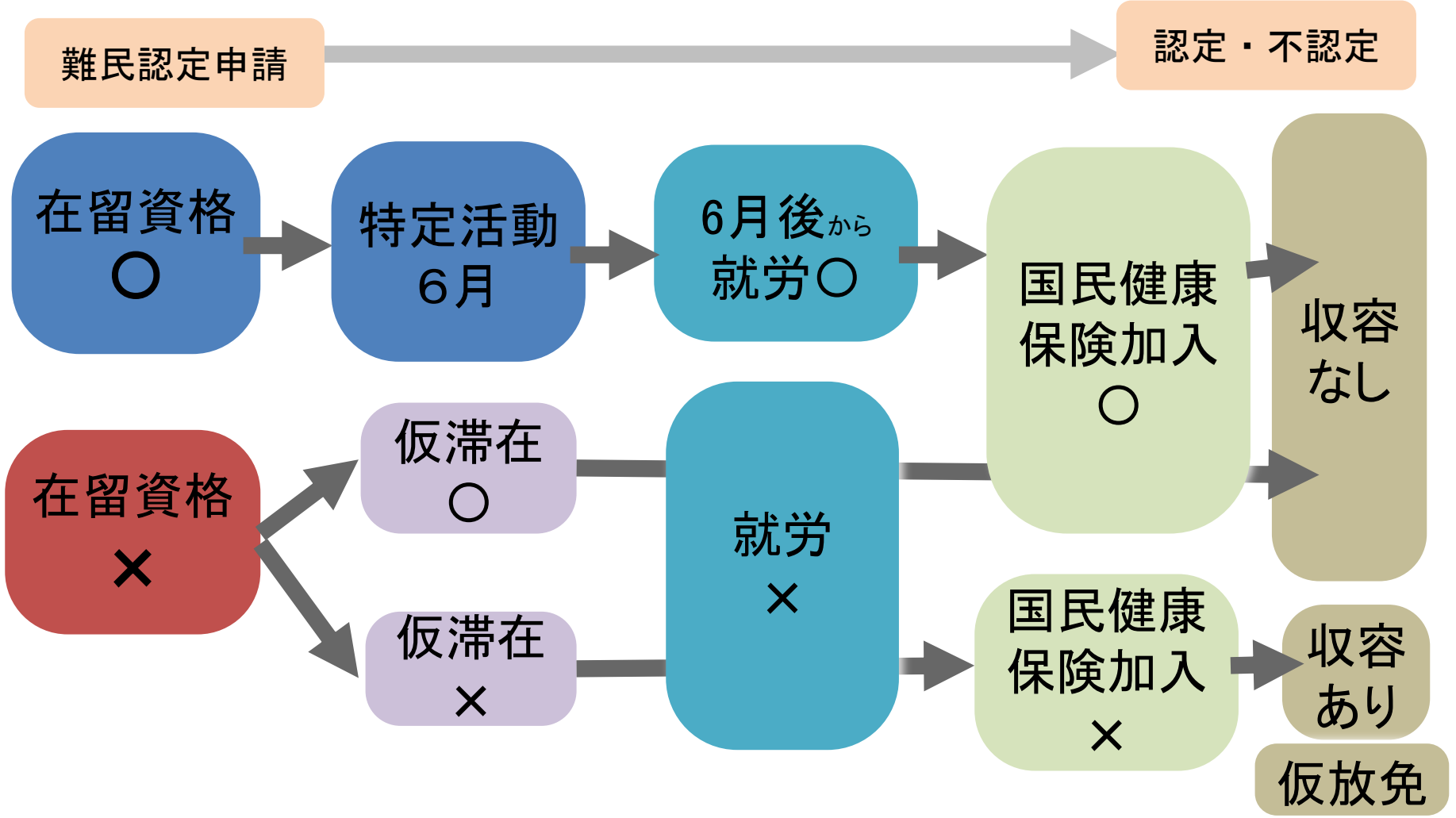
- 日本には「難民ビザ」がない。
- →ビザなしでの入国、短期滞在（観光）、ジャーナリスト、留学、技能実習など、取得しやすいビザで入国する。
- ほとんどの場合、飛行機で来る。基本的には資金力がある人。或いは多額の借金をして来日。
- 難民の地位に関する1951年の条約
- 第31条【避難国に不法にいる難民】
  - 1 締約国は…、不法に入国しまたは不法にいることを理由として刑罰を科してはならない。
- しかし、日本の場合は、難民認定申請時点で正規の在留資格を持っているか非正規滞在(オーバーステイ)かで大きく難民認定申請中の法的地位及び生活が変わる。

# 日本の難民認定申請手続き



# 難民申請中の法的地位と生活

## 2018年1月以前の申請者



# 難民申請中の法的地位と生活 現在

難民認定申請



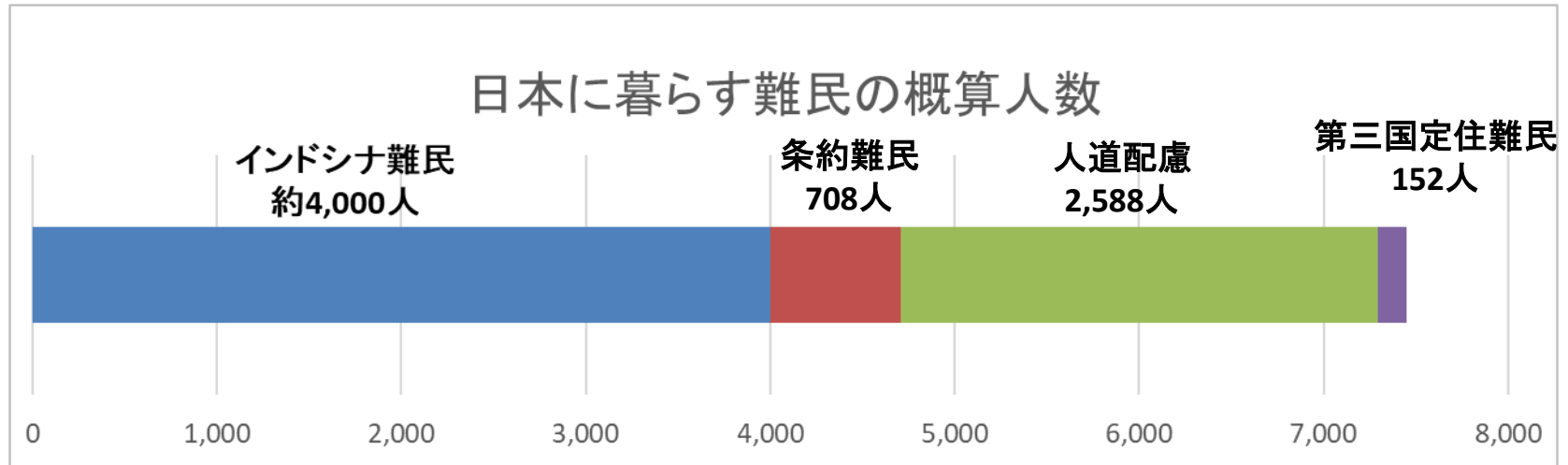
在留資格  
○

振分 期間  2月以下在留 資格  就労✕ 国保△	A	特定活動6月、就労○、住民票○、国保○
	B	在留資格✕、就労✕、住民票✕、国保✕、収容あり
	C	在留資格✕、就労✕、住民票✕、国保✕、収容あり
	D	D1：特定活動3月、就労✕、住民票✕、国保△ D2：特定活動3月×2回、就労✕、住民票✕、国保△ その後、特定活動6か月、就労○、住民票○、国保○

在留資格  
✕

仮滞在○	就労✕、住民票○、国保○、収容なし
仮滞在✕	就労✕、住民票✕、国保✕、収容あり

# 日本に難民はどれくらいいるの？



難民申請者：約3万人

(2017年 19,629人 2016年 10,901人 2015年 7,586人.....)

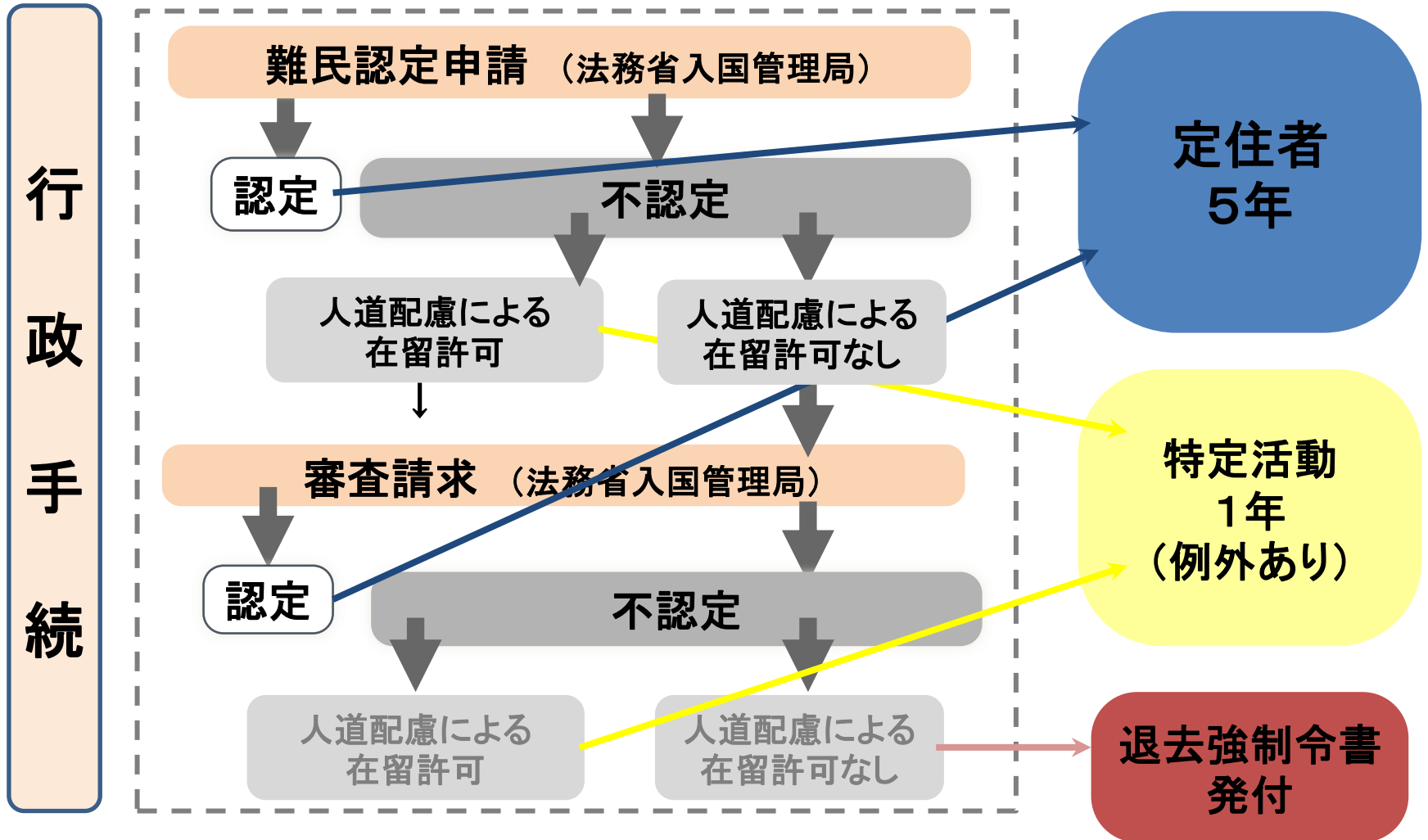


# 入管施設での収容

- 4～6人が相部屋で生活
- 携帯電話等の通信機器は持ち込み禁止
- 退去強制手続が行われている人に対しては昼夜関係なく強制送還されることがある(強制送還中の死亡事故も発生している)
- 体調不良でも同じ薬(痛み止め)ばかり処方され、外部の病院での検査や診察に中々行かせてもらえない
- 外部の病院にかかる場合は手錠・腰縄をつけられる
- 仮放免申請には保証人と保証金(300万円以下)が必要だが、これらを用意しても許可されず、長期の収容が増加傾向にある
- 収容施設でのハンスト、収容者の自殺や自殺未遂、死亡も発生している

迫害から必死で逃げてやってきた難民が、日本でも  
犯罪者のように扱われ、心身の健康を損なう

# 難民認定申請の結果と在留資格



## G 7 諸国 + 韓国・オーストラリア

国名	UNHCR 拠出金		申請/申立 数	処理					比率 <sup>(1)</sup>	
	金額 (百 万ドル)	順位		条約 難民	補完的 保護等	不認定	取下・ 却下等	合計	難民認定 率(%)	保護率(%)
米国	1,291.8	1	309,083	35,198	-	64,196	55,888	155,282	35.4	35.4
ドイツ	133.3	4	319,104	56,583	48,961	140,133	143,101	388,778	23.0	43.0
<b>日本</b>	<b>117.2</b>	<b>5</b>	<b>19,514</b>	<b>42</b>	<b>40</b>	<b>16,514</b>	<b>5077</b>	<b>21,673</b>	<b>0.3</b>	<b>0.5</b>
英国	75.2	6	52,575	12,027	2,451	22,584	6,771	43,833	32.5	39.1
カナダ	72.9	8	62,641	16,875	-	13,034	4458	34,367	56.4	56.4
フランス	38.7	14	182,267	29,035	17,917	104,078	18,284	169,314	19.2	31.1
イタリア	38.4	16	48,451	6,488	24,172	64,542	178	95,380	6.8	32.2
豪州	32.9	19	42,738	10,296	-	27,637	5,110	43,043	27.1	27.1
韓国	21.3	21	16,147	118	514	3,221	2029	5,882	3.1	16.4

参照 : UNHCR Global Trends 2018、ほか

# 入管法“改正”の動き

- 2021年2月19日、入管法改正案が閣議決定
- 難民申請中であっても強制送還の可能性  
があること、「送還忌避」は刑事罰の対  
象となり得ること、「管理人制度」によ  
る監視体制の強化、在留特別許可の付与  
が限定されるなど、問題多数
- 2021年3月6日に名古屋入管で死亡事件
- 2021年5月18日、廃案に



母国での迫害から逃れる

日本上陸

難民認定申請を行うまで

難民認定申請中

日本での定住

# 名古屋難民支援室

- 2012年7月活動開始  
(2013年2月NPO法人取得)
- Door to Asylum Nagoya



- 中部地区に暮らす難民の支援

国際保護を受けるべき難民が保護され、  
安定して自立した生活を送れるよう支援する

## 法的支援

情報へのアクセス

在留資格・法的地位

難民認定申請手続

## 生活,定住支援

医療

食

住居

職業

教育、日本語

**door-to-asylum.jp**

